

議案第 92 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

- 1 施設の名称 別紙のとおり（運動施設）
- 2 施設の所在 別紙のとおり
- 3 指定する期間 平成 26 年 4 月 1 日から  
平成 31 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者となる団体  
東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号  
三幸・スポーツマックス共同事業体  
代表者 三幸株式会社  
代表取締役社長 橋本有史

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称及び所在（運動施設）

番号	名称	所在
1	西野公園体育館	野村二丁目5番1号
2	西野公園野球場	野村二丁目5番1号
3	西野公園運動広場	野村二丁目5番1号
4	西野公園庭球場	野村二丁目5番1号
5	西野公園プール	野村二丁目5番1号
6	亀山公園庭球場	西丸町566番地1
7	東野公園体育館	川合町1286番地49
8	東野公園ソフトボール場	川合町1286番地49
9	東野公園運動広場	川合町1286番地49
10	東野公園ゲートボール場	川合町1286番地49
11	観音山テニスコート	関町市瀬42番地7
12	亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド	関町新所8番地
13	亀山市関B&G海洋センター	関町新所8番地